

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社加地テック			コード	6391
提出日	2025/5/16	異動（予定）日	2025/6/26		
独立役員届出書の提出理由	新たに社外取締役寺本氏、社外監査役廣田氏を独立役員として指定するため。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	中塚 秀聡	社外取締役	○													○		有
2	寺本 真裕美	社外取締役	○													○	新任	有
3	泰井 俊彦	社外監査役																
4	廣田 知之	社外監査役	○													○	新任	有
5																		

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		中塚秀聡氏は、税理士として税務に関する高度な専門知識と豊富な経験を有しており、当社社外取締役就任後より、それらの観点から経営の重要事項の決定や、業務執行の意思決定に際して、客観的な側面からの助言を行っていただけるものと判断し一般株主との利益相反が生じるおそれがないものとして、独立役員として指定しております。なお、同氏は直接会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の専門知識に加え、他社にて社外取締役を兼任しており、また数多くの企業に税務顧問として関与した経験から、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。
2		寺本真裕美氏は、不動産・建設関連企業において、企画・人材開発・法務など幅広い分野で企業経営全般に携わり、特に労務管理に関して豊富な知識と経験を有しております。現在は社会保険労務士としても活動しており、実務と専門的見地の双方から助言を行っております。当社は、同氏の経営および労務に関する豊富な経験と見識、並びにそれに基づいた的確な助言・監督が、当社事業計画及び成長戦略の実現、並びに当社の株主価値・企業価値向上のために必要であると判断しており、一般株主との利益相反が生じるおそれがないものとして、独立役員として指定しております。なお、同氏は他社にて社外取締役を兼任しており、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。
3		
4		廣田知之氏は、税務署長などを歴任し、企業税務に精通していることに加え、財務および会計に関する高度な専門知識を有していることから、経営全般に対して適切な指導及び監査を行っていただけるものと判断し、一般株主との利益相反が生じるおそれがないものとして、独立役員として指定しております。なお、同氏の社外監査役就任時には、その経歴等から監査機能の一層の強化が図れるものと判断しております。
5		

4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。